

○ 県外からの申込みはできますか？

→新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から不可とします。

○ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）が未受講ですが、申し込みは可能ですか？

→不可です。今年度の県研修は終了しています。次年度以降にお申し込みください。
県外で修了予定の方は、研修初日までに修了証書の写しを必ず提出してください。

○ 演習受講日を希望できますか？

→基本的に、事務局が指定した日に受講していただきます。
同一事業所から複数名受講決定する場合は、受講日が重ならないよう調整しますので、必ず申込希望者全員分をまとめて同時にお申し込みください。

○ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事したいのですが、どの研修を受講したら良いですか？

→まずは「相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）」の受講、次に「サービス管理責任者等基礎研修」を受講してください。2つの研修を修了後、2年以上の実務を経て、「サービス管理責任者等実践研修」を受講してください。
上記3つの研修修了に加え、実務要件を満たした時点で従事できます。

○ 実務要件を満たしていない者でも受講できますか？

→基礎研修は、実務要件に2年満たない段階から受講可能です。
ただし、相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講済みである方に限ります。

○ 過去に分野別で旧のサービス管理責任者等研修を受講済みです。基礎研修を受講する必要はありますか？

→受講の必要はありません。修了した分野以外も含めて、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者それぞれの実務要件を満たせば、引き続き従事できます。
ただし、今後もサービス管理責任者等として従事予定の場合は、令和5年度末までに、「サービス管理責任者等更新研修」を修了してください。

○ 受講決定はいつ頃行われますか？

→申込締切後、受講調整を行います。
受講の可否については、10月14日（金）までに返信用封筒にて通知します。
上記までに通知が届かない場合は、必ず事務局までご連絡ください。

○ 修了証書が交付されないことはありますか？

→全日程を通して30分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合、修了証書は交付しません。携帯電話やスマートフォンを操作している場合は離席時間とみなします。演習への参加が積極的でない等、受講態度が不適切な場合も修了証書を交付できないことがあります。

また、申込書、実務経験調査書に虚偽の申告をする、申込者とは別人が受講するなど、悪質なマナー違反があった場合、修了証書交付後でも修了を取り消すとともに、当該事業所の次年度以降の優先順位を下げる措置を取らせていただきます。

○ 受講予定の者が急に受講できなくなった場合、他の者に変更できますか？

→申込締切後はキャンセルのみ受け付けます。受講者の変更は一切受け付けません。